

令和3年度 広島支部保険料率について

スケジュール（予定）

12月18日（金） 運営委員会（平均保険料率10%維持の方針決定）

21日（月） 政府予算案（令和3年度）の閣議決定

1月15日（金） 広島支部評議会の開催
<本日> （都道府県単位保険料率の変更について意見聴取）

19日（火） 支部長から理事長への意見の申出【提出期限】

26日（火） 運営委員会（都道府県単位保険料率の決定）
運営委員会へ付議後、保険料率の変更について、厚生労働大臣へ認可申請予定

2月上旬～中旬 令和3年度保険料率の認可予定

〈健康保険法 第160条〉

第6項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

第7項 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

第8項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

平均保険料率について

1. 医療分の令和3年度平均保険料率

(1) これまでの議論の経緯

令和3年度の保険料率については、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び平成29年12月19日の運営委員会にて理事長より示された、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えを踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

運営委員会における意見では、保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しむ事業主や従業員の理解を得ることは難しいとの意見もあったが、今後、更に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大することや協会の財政状況の悪化が見込まれることなどにより、10%維持に賛成する委員が大勢を占めていた（運営委員の主な意見は、4頁～5頁に記載）。

また、支部評議会においては、意見書の提出なしが6支部。一方、意見書の提出があった支部は41支部あり、そのうち、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。

(2) 協会としての対応

① 平均保険料率について

令和3年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和3年4月納付分からとする。

令和2年12月18日開催の運営委員会における令和3年度保険料率に関する議論の概要

【委員の主な意見】

- 現状の保険料率の維持を支持したい。苦しい状況であるが、多くの支部で現状の10%維持で支持しているのではないかと考えている。また、次年度以降も新型コロナウイルスの影響が出る可能性を考えると、将来的な引き上げ幅を緩和するという視野は非常に大事だと考える。
一方で、現在は、事務局が出された資料の法定準備金の予測値に基づき議論しており、今後の法定準備金が予測値よりも積みあがった場合には、次年度に還元するなどの対応や加入者に対する丁寧な説明が必要になってくると考える。最後に、保険制度の趣旨は、将来の不確実性に対する備えということがある。一定程度の準備金を有することは制度の趣旨に反するものではないと考えている。
- 令和3年度の保険料率について10%の維持に賛成である。また、国庫補助率を引き上げるために国へ要望していただきたい。保険料率の変更時期については事務局提案に異論はない。
- 新型コロナ感染拡大の影響を考えると、保険料率の変更は困難であると考えため、2021年度の保険料率は現行を維持すべきである。
- 協会けんぽの令和2年度の収支見込みは、去年、保険料率を議論した際の見込みの数値よりも上回っている。全国の中小企業からは、新型コロナウイルス感染拡大の苦境の中、少しでも社会保険料等の負担を軽減してほしいとの声が届いている。令和3年度の保険料率について10%を維持することは、コロナ禍で苦境にあえぐ事業主や従業員の理解を得るのは難しいと考える。
また、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただき、財政基盤を強化して欲しい。コロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員への支援策を今まで以上に行っていただきたい。

- コロナ禍で経営が悪化している中小企業が増加している。しかし、このような状況であるが、持続可能性の観点から現状の保険料率を維持するべきだと考える。一方で、支出を減らすことが重要になってくると考えるので、支出の抑制につながる政策提言を引き続きお願いしたい。
- 2021年度の保険料率は現行を維持するべきである。中小企業からの視点では引き下げていただきたいという気持ちは強くある。しかし、コロナ禍で先行きが不透明であり、現状として10%の維持が妥当であると考えます。
- 保険料率は現行を維持するべきである。一方で、コロナ禍で保険料率を維持することになると、これまで以上に加入者に丁寧な説明が必要になる。また、保険者機能強化に向けてさらなる取り組みをお願いしたい。

【委員長によるとりまとめ】

令和3年度保険料率について、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の異論はなかった。事務局におかれては、このことを踏まえて、都道府県単位保険料率の決定に向けて、必要な調整を進めるようお願いする。

政府予算案を踏まえた収支見込（令和3年度）の概要について（医療分）

協会けんぽの収支見込(医療分)

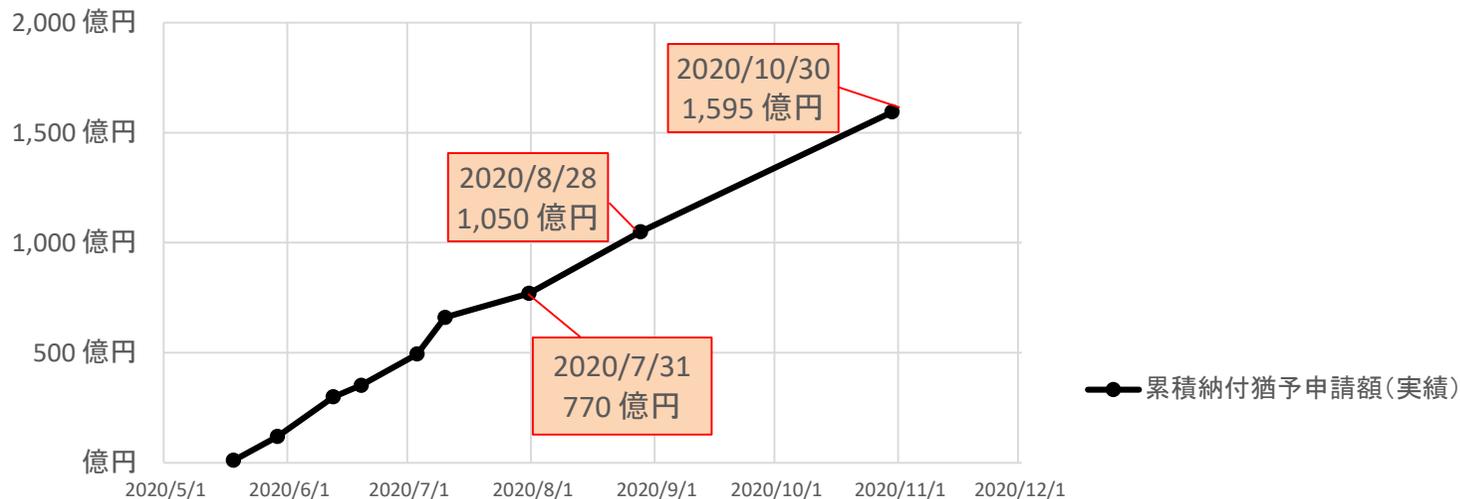
(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 拠出金等対前年度比 + 272 + 172 } + 443 ▲ 0 </div>
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
計	103,298	102,227	108,400	○R3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	R3年度均衡保険料率： 9.70%
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

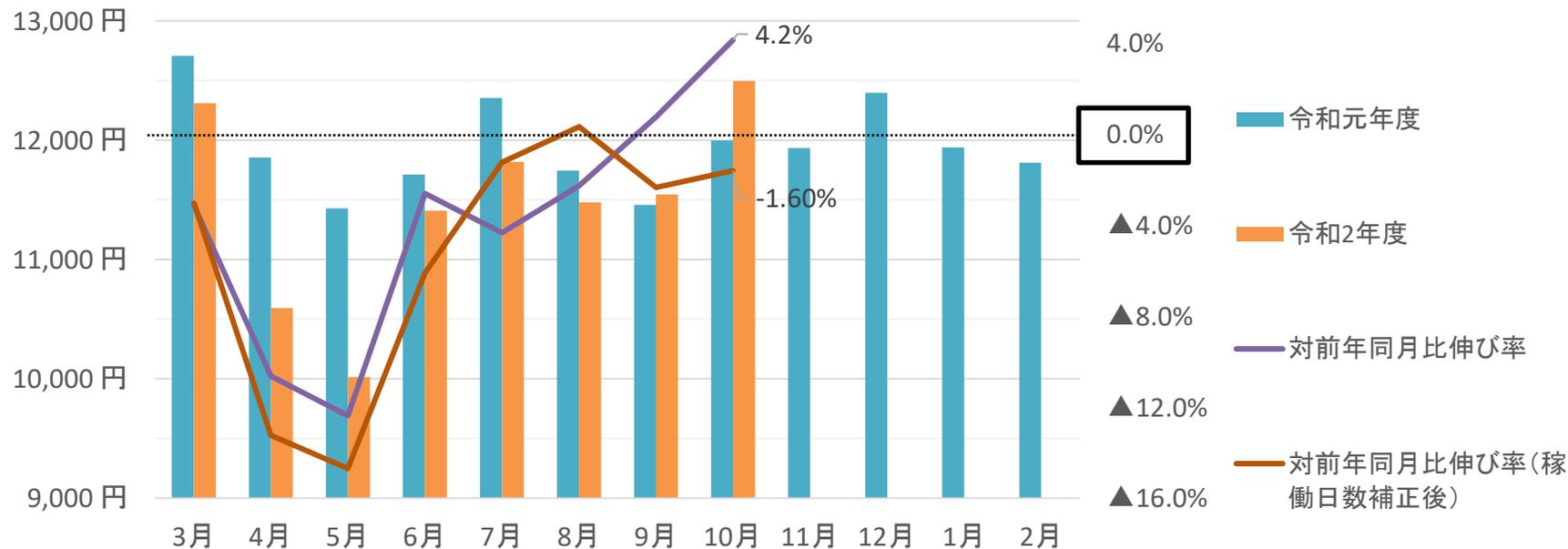
注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

〈参考〉令和2年度収支見込に影響を与える要因のうち、新型コロナウイルスに関するもの

【収入】 保険料納付猶予申請額（介護分を含む）の推移



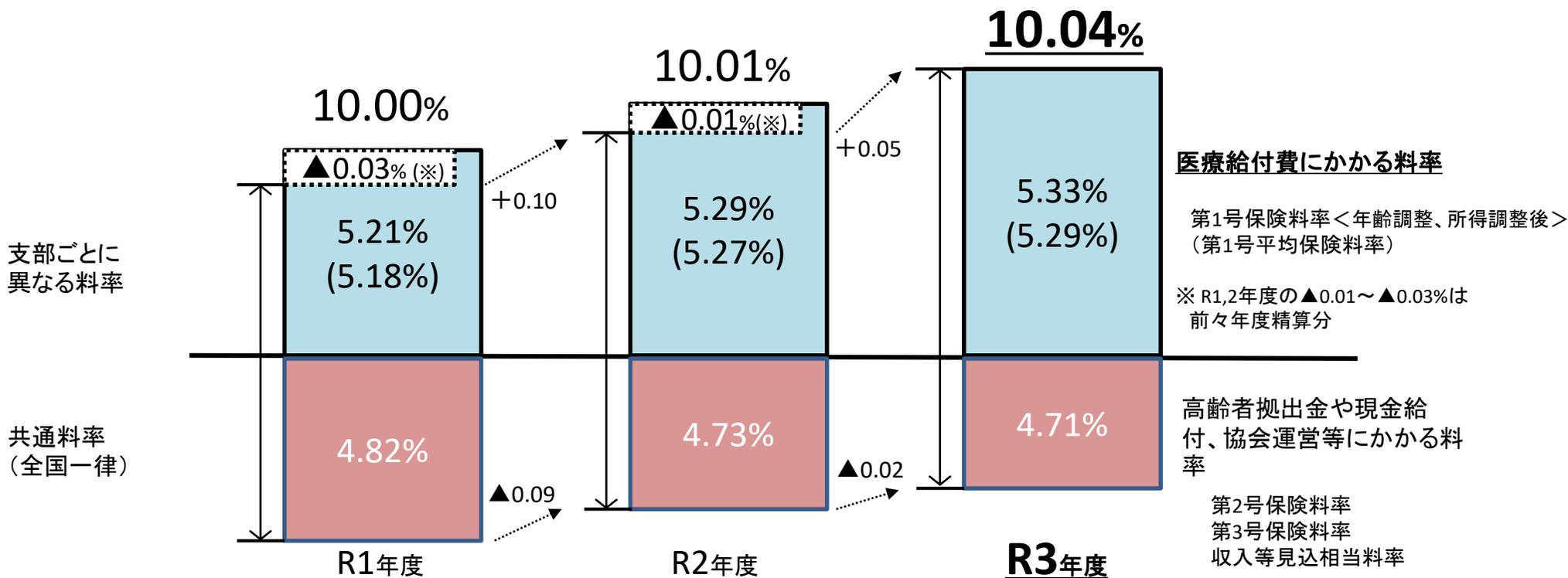
【支出】 令和2年度 1人当たり医療保険給付費の推移



令和3年度広島支部保険料率について

広島支部の健康保険料率(令和3年度)は、10.04%となる見込み

- 都道府県単位保険料率は、「支部ごとに異なる料率(医療給付費にかかる料率)」と全国一律の「共通料率」から構成される。
- 広島支部の保険料率(令和3年度)は、前年度から0.03ptアップの見込みであるが、これは共通料率が0.02pt減少する一方で、医療給付費にかかる料率部分が0.05pt増加することにより起る。
- 医療給付費にかかる料率の増加は、全国平均部分(+0.02pt)と地域差部分(+0.03pt、精算分を含む)で構成され、後者については広島支部の医療給付費の伸びが全国平均の伸びを上回ることを意味する。



令和3年度広島支部健康保険料率（内訳）

単位：％

		令和2年度	令和3年度	前年度差
第1号都道府県単位保険料率（A）		5.286	5.327	0.041
医療給付費等	医療給付費/総報酬額	5.353	5.412	0.059
	年齢調整	0.037	0.034	▲0.003
	所得調整	▲0.105	▲0.120	▲0.015
第2号都道府県単位保険料率（B）		3.894	3.997	0.103
現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度の財源拠出等	インセンティブ分以外（全支部共通）	3.890	3.990	0.100
	インセンティブ分 ※財源拠出分	0.004	0.007	0.003
第3号都道府県単位保険料率（C）		0.871	0.741	▲0.130
業務経費、一般管理費、準備金積立て、前々年度の支部の収支差等	前々年度精算分以外（全支部共通）	0.871	0.741	▲0.130
	前々年度精算分 ※収支差プラスの場合0	0.000	0.000	0.000
収入等見込額相当率（D）		0.040	0.028	▲0.012
日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等	前々年度精算分 およびインセンティブ分以外（全支部共通）	0.025	0.025	0.000
	前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合0	0.014	0.003	▲0.011
	インセンティブ分 ※下位24支部の場合0	0.000	0.000	0.000
広島支部保険料率（A+B+C-D）		10.01	10.04	0.03

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

保険料納付額への影響について（月額）

例）標準報酬月額 300,000円×0.03％＝90円（労使折半で45円）

令和3年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

令和3年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23
23

広島支部

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部分数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

26
20
広島支部

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、
「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）
の増減である。

<参考> 令和2年度広島支部保険料率に係る意見

(令和元年度 第4回広島支部評議会 開催日：令和2年1月17日)

■ 評議員意見

- ・都道府県単位保険料率決定のプロセスは反対しないが、準備金の積立額に関係なく平均保険料率を10.00%と決めつけていることが問題である。中長期的な視点で考えることには反対で、単年度収支による料率への反映の方が、上がる際にも下がる際にも分かりやすく、加入者・事業主としても納得できる。
- ・現在積み上がった準備金を、財政が悪化した時のためにとっておくという後ろ向きな使い方ではなく、もっと加入者の行動を変えるための前向きな使い方はできないものか。財政にゆとりができた今だからこそ料率を下げ、特に事業主をいかに動かすかということに、準備金を使っていただきたい。
- ・これ以上の保険料の負担増は避けるべく、医療費適正化について支部が積極的に進めてきた取組みを引き続き継続するとともに、幅広く伝える為の新たな広報も検討いただきたい。
- ・広島支部は、料率へのインセンティブ制度の財源分が無ければ保険料率は上がらなかった。インセンティブ制度の項目について、今まで以上に取り組むことで、本当に保険料率は変わるというアピールに変え、活かしていただきたい。
- ・インセンティブ制度の内容については、見直しが必要と考える。現状の評価方法だと、毎年同じような支部が報奨金を得ることになってしまうのではないか。例えば、パイロット事業が全国展開された場合には、その発案した支部にインセンティブを付与するというのはいかがか。パイロット事業の活性化にもつながり、先行実施した支部のアイデアや努力が報われるというもの。
- ・後期高齢者の自己負担を1割から2割への引き上げることは止むを得ないと思っているが、協会として、高齢者の医療費を圧縮する具体策について提言したほうがよいのではないか。
- ・後期高齢者拠出金等が、今後大幅に増加してしまうなかで、この先保険料率を下げるのは困難となっていくと感じている。

<参考> 令和2年度広島支部保険料率に係る意見

(令和元年度 第4回広島支部評議会 開催日：令和2年1月17日)

■ 支部長意見

- ・令和2年度からの10.01%への広島支部の健康保険料率の引き上げ（+0.01%）については、止むを得ないと判断する。
- ・更なる少子高齢化の進展や医療の高度化が進展していく中ではあるが、10.00%という平均保険料率は加入者・事業主にとって真に許容限度であり、中長期的な観点から、これをできるだけ最長で維持できるよう努力していきたいと考えている。そのためには、多額の拠出をしている高齢者医療制度について、後期高齢者の窓口負担割合のアップ（1割→2割）実現を引き続き本部から国に強く要望して頂くとともに、支部においては、事業者の健康経営、加入者の健康増進等、新しいアイデアも採り入れ、医療費の適正化につながる事業を推進していきたい。
- ・インセンティブ制度や健康経営に対する加入者・事業主の理解と認識は低いと言わざるを得ず、本部支部一体となって、メディアも活用した有効な広報を行っていくことが必要と考える。当支部のみならず多くの評議員から、保険料率を引き下げないのであれば、準備金の一部を保健事業の推進に有効的に活用すべきとのご意見も頂戴しており、余裕のあるうちに、少しでも多くの事業者や加入者の意識や行動変容につながる広報や保健事業を充実・拡大すべきと考える。
- ・当支部においては、様々な機会や場面を通じて、健康経営・健康づくりの好循環の周知・拡大に努めてきており、引き続きあらゆる手法を用いて先進的に取り組んで参りたいと考えているので、必要な予算措置については、柔軟なご配慮をお願い致したい。
- ・評議会においては、協会は中長期的な観点から安定的な運営を行っていくということで、引き上げについてご理解頂いたものの、平均保険料率については単年度収支で考え、引き下げられる時には引き下げて、加入者・事業主に還元し健康や医療費に対する意識を高めるべきというご意見も引き続き頂戴した。

介護保険料率について

介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分（466億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.80%（4月納付分から変更）とする。**

（参考）

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響（被保険者1人あたり）

例）標準報酬月額 300,000円 × 0.01% = 30円（労使折半で15円）

政府予算案を踏まえた収支見込（令和3年度）の概要について（介護分）

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73%
	国庫補助等	515	-	-	R2年度保険料率： 1.79%
	その他	-	-	-	R3年度保険料率： 1.80%
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	納付金対前年度比 ⇒ + 242
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

広報スケジュールについて

令和3年度 保険料率改定に係る広報スケジュール

